平成２６年（フ）第５７号
千葉県市原市西広６丁目３番地２　フォレスト廣川Ａ－１
債務者　高橋　和次
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安川　秀穂
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２３号
名古屋市緑区大高町字西正地19番地　サピーガーデンⅡ201号、従前の住所名古屋市緑区大高町字西正地19番地　サピーガーデンⅡ205号
債務者　織田　修幸
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　久記
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
大阪府松原市田井城１丁目227番地の12、前住所大阪府松原市東新町４丁目５番９－307号
債務者　中村　眞人
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　泰啓
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
千葉県船橋市南本町６番15号　ブレスト船橋壱番館307号
債務者　星　三喜夫
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長島　雄太
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９号
千葉県市川市大洲４丁目４番15号　プルミエール市川101号
債務者　牧野　弘文
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姉﨑　真人
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
岐阜県多治見市滝呂町９丁目３番地　雇用促進住宅１―201
債務者　山口　奨太
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１４１号
千葉市中央区亥鼻３丁目５番18号
債務者　篠﨑　恵子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　陽子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
千葉県市原市うるいど南３丁目12番地１　サニーヒルズＡ102
債務者　仲澤　光子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
三重県伊勢市中村町桜が丘100番地９、前住所三重県伊勢市岡本１丁目15番25号
債務者　井上　武
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９４５号
千葉県習志野市谷津３丁目１番48―312号、申立時の住所千葉市美浜区打瀬２丁目12番地パティオス５番街511号
債務者　八木　康之
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　響子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
富山県滑川市大島新522番地２
債務者　八丁ラーメンこと　小森　敏行
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
富山県滑川市大島新522番地２
債務者　小森ミドリ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
石川県小松市南浅井町ニ124番地、従前の住所愛知県長久手市上井堀60番地　ライオンズ長久手サザンマークス304号
債務者　山本　勝
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３８号
愛知県知立市鳥居１丁目14番地１　ルミナス長篠103号、前住所愛知県知立市鳥居３丁目２番地７　サンルートＮＯＮＮＯ401号
債務者　万前　雅光
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係